

社会動向の整理

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化

令和2年になってから世界中に感染が拡大し、多数の死者や社会情勢に大きな影響を与えている新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により、国内すべてに緊急事態宣言が発出され、経済活動そのものの停止や生活様式の一変など、これまででは考えられないような対応が求められる状況が続いています。

日常生活、経済活動、観光、安全安心、地域コミュニティ、最新テクノロジーなど、あらゆる場面で活動の自粛や停滞、新たな技術の一般活用といった様式の変容が起こっており、様々なダメージを受けるとともに、新しい時代や新常識の確立に向けて柔軟な対応を求められる変化の節目となっています。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、平成27年に国連サミットにおいて全会一致で採択された国際目標のことで、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12年を年限とする17の国際目標と169のターゲット、232の指標が定められました。

国においても、内閣府に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、具体的な取組について「SDGsアクションプラン」が策定されています。SDGsの多様な目標の追及は各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生の推進につながることを期待されています。

(3) 少子高齢化・人口減少社会への対応

国においては重点的に少子化対策、高齢化社会対策が進められてきましたが、少子高齢化には歯止めがかからず、令和7年には団塊の世代が75歳以上となり、支援の必要な高齢者が増加することが見込まれます。

主に少子化の原因は未婚化、晩婚化、有配偶出生率の低下などが挙げられ、その背景には個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む多様な要因があるとされています。

少子高齢化に伴う人口減少は、医療・介護・年金などに要する社会保障費の増加、生産年齢人口の減少に伴う経済規模の縮小、空き家の増加、地域公共交通の縮小、地域コミュニティの衰退、伝統文化・技術の継承の問題など、社会生活における様々な悪影響が生じることが懸念されます。

こうした状況に対し、国及び地方公共団体は「人口ビジョン」「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかける地方創生の取組を行っています。また、令和2年5月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、低下した出生率を回復させている諸外国の施策等を参考にしながら、働き方改革や男性の育児参加を中心に長期的な展望に立った総合的な少子化対策を進めていくこととされています。

(4) 地域経済の活性化とグローバル化への対応

日本の経済動向は企業の世界進出や海外企業の国内展開などグローバル化の動きが活発化してきています。近年は米中の通商問題といった外需の一部が国内経済に影響をもたらしているものの、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費、企業の設備投資等は増加傾向で推移しており、内需については緩やかに景気回復につながっていました。

また、特に研究開発やソフトウェア投資の伸長をみると、AI やロボット技術実装をはじめとする「Society5.0」の実現に向けた取組が着実に進められています。

しかしながら現在、新型コロナウイルスにより、内外経済に甚大な影響をもたらしています。緊急事態宣言や外出自粛により、観光・運輸、飲食、イベントを中心とした経済消費が極端に落ち込み、倒産や廃業を余儀なくされる事業者も少なくありません。令和2年4月に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」においては、雇用と事業と生活を守るための支援や対応を図りながら、事態収束後の反転攻勢に向けた需要喚起及びデジタル化、リモート化などの社会変革の推進により、持続的な成長軌道に引き戻す対策がとられています。

(5) 観光形態の変化

令和元年において、訪日外国人旅行客の増加はラグビーワールドカップ等の影響もあり、過去最高となる 3,188 万人となり、7年連続で過去最高を更新しています。令和元年6月に決定された「観光ビジョン実現プログラム 2019」において、多言語対応や Wi-Fi、キャッシュレス対応など外国人観光客のための環境整備、外国人が楽しめる場の設置など、地域の新たな観光コンテンツの開発等に取り組みされており、リピーター訪日外国人の大都市から地域への流入も増加しています。国内旅行についても旅行消費額や延べ宿泊者数は増加傾向で推移しており、国内の観光消費額の8割は日本人観光客が占めています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響により、入国制限等が行われ、令和2年4月には訪日外国人旅行者数が前年同月比でマイナス 99.9%まで落ち込みました。国内でも外出自粛により観光需要は極めてゼロに近くなり、旅行や宿泊はもとより、地域における貸切バス、飲食、物品販売などの業界で直接的な打撃を受けています。収束後の反転攻勢に向けた基盤整備を含め、「新しい生活様式」での旅行スタイルのあり方の検討が求められています。

(6) 安全・安心への意識の高まり

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、平成 27 年の関東・東北豪雨に係る洪水被害、平成 28 年の熊本地震、平成 30 年西日本豪雨災害、令和元年東日本豪雨災害など、大規模な自然災害が増えてきているほか、食の安全にかかる問題、子どもや高齢者をねらった犯罪、悪質商法等の消費生活に関する問題など、様々な面から安全・安心が求められています。

このため、国においては例え災害が起こっても、命を守りつつ、あらゆる事態を想定した迅速で柔軟な対応が可能となるよう「国土強靱化基本法」を定め、地域と連携した体制の確立を図っています。

また、子どもや高齢者の見守り活動をはじめ、災害時の救援活動、地域の防災活動等に大きな役割を持つ地域コミュニティの必要性が見直され、それぞれの地域やニーズに合った体制づくりが急務となっています。

一方で、感染症に対する危機意識は、コミュニティ等における集まりや普段の接し方にも変化を必要としており、これまでの地域コミュニティによる支え合いの体制等にも新たな考え方が求められています。

(7) 高度情報化社会への対応

パソコンやインターネット、スマートフォンなどに代表される情報通信技術が世界規模で飛躍的に発展・普及し、容易に時間や場所を越えて情報の発信・受信が可能となる環境が整いつつあります。これにより、多様な情報の入手などが可能となり、テレワーク、リモートワークなど人々の生活スタイルや経済活動など、社会のあり方全般に大きな影響を与えています。

スマートフォン等の普及に連動した SNS(Social Networking Service)の普及に合わせて、個人が保有するモノ、場所、スキル、時間などの遊休資産をインターネットを介して他者と共有する「シェアリングエコノミー」が一般的に利用されはじめており、「デジタル経済」と呼ばれる新たな経済の形が生まれています。

また、医療や介護の分野における ICT の活用のほか、自動車、家電などあらゆるモノがインターネットにつながることで、情報のやりとりが可能になる「モノのインターネット」IoT(Internet of Things)による新たな付加価値の創出なども進んでいます。

国においては第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、AI、ロボット、シェアリングエコノミー等)による技術革新をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させることにより、経済発展と社会問題を解決する「Society5.0」の実現を目指し、国連が掲げるSDGsにも貢献することが期待されています。

しかし、情報化が進む一方で個人情報保護や情報格差の問題、ネット上における特定個人への誹謗中傷、情報通信技術を悪用した犯罪の増加、情報過多とも言える多くの情報から正しい情報の享受・活用などの課題が生じており、これらを踏まえつつ、高度情報化を活用したまちづくりを進めることが求められています。

(8) 持続可能な循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という資源消費型の社会経済システムにより、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境問題が深刻化しており、国際的枠組みで対策が講じられています。

わが国でも平成 30 年策定の「第5次エネルギー基本計画」により、令和 12 年のエネルギーミックスの実現に向けた再生エネルギーによる自給率の向上や、原子力発電への依存度の低減などの取組が示されています。また、令和2年の「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書」においては、現状の「気候危機」に対して、「一人ひとりから始まる社会変革」の重要性が挙げられており、新型コロナそして気候危機をチャンスに変えていくための、脱炭素、循環経済、分散型社会への移行とポストコロナの経済社会の再設計の必要性について言及しています。

様々な危機に直面する中で、後世へ美しい自然環境や健全な生態系を維持していくためにも、ごみを減らしエネルギーを節約するのはもちろんのこと、一人ひとりが身近な生活の中で意識改革を図り、社会変化への対応と環境の保全に取り組んで行く必要があります。

(9) 誰もが尊重され活躍できる社会への対応

社会の成熟化に伴って、働き方や生き方における価値観が多様化し、ワーク・ライフ・バランスの実現など、個人が自分の希望を実現できる社会環境づくりが求められています。

こうした中、性別や年齢、障害や病気の有無にかかわらず誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が政府において掲げられており、これに伴い、地方創生や生涯活躍のまち(日本版CCRC)、子どもの貧困対策や女性活躍の推進などの制度改革を進めています。

特に、男女共同参画において女性活躍の推進に向けた重点取組として男性の家事・育児参画や子育て・介護基盤の整備による女性の働きやすい環境づくりなどに力を入れています。また、「共生社会」の実現を目指す中で、平成 31 年には「障害者活躍推進プラン」において、障害者が個性や能力を生かして活躍できる施策の推進が図られています。

(10) 地域経営の視点による行財政運営の確立

国や地方公共団体では、地方分権や地方創生の取組が進められており、自らの責任と判断により創意工夫して、地方での生活や仕事の希望を実現できるまちづくりが求められます。一方、少子高齢化・過疎化の進行に伴う税収減や老朽化が進む公共建築物・インフラ施設の更新問題等により、今後の財政状況はますます不確実性が増し、厳しいものになることが予測されます。

住民の価値観・ライフスタイルの変化や日常生活圏の拡大に伴い住民ニーズは多様化・高度化しており、画一的な行政サービスでは十分に応えることができなくなっている状況もうかがえます。

こうした中、国や地方自治体では政策目的を明確化したうえで統計データ等の合理的根拠(エビデンス)に基づいた政策立案を行う EBPM の推進により、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保を図っています。

今後は地域経営の視点で、官民協働をより強化し自立した地域運営の仕組みを構築する必要があります。